公益財団法人世田谷区保健センター職員の特殊勤務手当に関する規則

昭和５２年３月３１日
財世保規則第３号

（目　的）

第１条　この規則は、公益財団法人世田谷区保健センター職員給与規程（昭和５２年３月３１日財世保規程第４号）第１９条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当（以下「手当」という。）の種類及び額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（手当の種類、支給範囲及び支給額）

第２条　手当の種類、支給範囲及び支給額は別表に定めるところによる。

（支給範囲の認定）

第３条　事務局長は、手当の支給範囲について必要な認定を行うことができる。

（支給方法）

第４条　手当は、その月分を翌月中に支給する。

付　　則

この規則は、昭和 52 年 3 月 31 日から施行し、昭和 51 年 12 月 1 日から適用する。

付　　則（昭和 52 年 9 月 30 日規則第 6 号）

この規則は、昭和 52 年 9 月 30 日から施行し、昭和 52 年 9 月 1 日から適用する。

付　　則（昭和 62 年 4 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

付　　則（平成 4 年 3 月 31 日規則第 3 号）

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（平成 5 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（平成 8 年 7 月 10 日規則第１号）

この規則は、平成 8 年 7 月 11 日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附　　則（平成 12 年 3 月 31 日規則第１号）

この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

附　　則（平成 13 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（平成 18 年 3 月 31 日規則第１号）

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　　則（平成 22 年 12 月 1 日規則第 9 号）

この規則は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附　則（令和 6 年 3 月 8 日規則第 11 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別　表（第２条）全部改正［昭和 62 年規則 1 号］一部改正［平成 4 年規則 3 号･5 年 1 号･8 年 1 号･12 年 1 号･13 年 1 号･18 年 1 号、令和 5 年度 11 号］

手当番号	手当名	支給範囲	手当額
1	放 射 線 業務手当	（1）エックス線操作に従事した診療放射線技師（診療エックス線技師を含む。）	日額５２０円